

平成22年度 地域コミュニティ自立支援方策
～地域コミュニティの再生と協働のまちづくり～
報告書概要

1. 調査研究の背景と目的

地域主権への潮流にあって、自治体の地域経営力とともに住民の自治力の有無が問われている。また、縮小社会、超高齢社会においては、コミュニティレベルでの暮らしの支え合いや課題解決能力がますます求められていくだろう。行政はもちろん地域コミュニティ、NPOをはじめとした多様なセクターが「協働」のパートナーとしてつながりあって、互いに力を発揮する重層的なネットワークを地域社会に構築していく必要がある。

本調査研究では、以上の問題意識にもとづき、「地域コミュニティの再生と協働のまちづくり」をテーマに、コミュニティ再生に向けた協働のあり方について検討を重ねた。具体的には、①コミュニティ政策の課題と解決方向、②コミュニティ組織の自立に向けたプログラム、③自立的経営のための組織形態と要件、そして④県レベル、東北圏（東北6県及び新潟県）における中間支援組織の姿を捉え、⑤協働のまちづくりに向けた施策と拠点整備の方向について明らかにしている。

2. 調査研究の体制

2004年度から下記メンバーによる「コミュニティ自立研究会」を組織して、コミュニティ再生と自立支援システムに関する研究を実施してきた。その集大成として、共同執筆により本報告書を刊行した。

コミュニティ自立研究会

(2011年3月現在)

委員長	山田 晴義	東北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会会長 宮城大学名誉教授
委員	加藤 哲夫	(特活) せんだい・みやぎNPOセンター代表理事
	櫻井 常矢	高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科准教授
	鈴木 孝男	宮城大学事業構想学部助教
事務局	大泉 太由子	(財) 東北活性化研究センター 調査研究部部長兼主席研究員
	野呂 拓生	(財) 東北活性化研究センター 調査研究部 主任研究員

3. 報告書の構成と執筆分担

はじめに【山田委員長】

第1章 地域再生とコミュニティ・ガバナンス【櫻井委員、加藤委員】

地域コミュニティ政策に取り組む行政や議会の役割とその基本スタンスに加え、協働の主体同士の相互関係のあり方に触れながら、コミュニティ・ガバナンスを実現するための課題について検討している。

第2章 地方自治体によるコミュニティ自立方策【櫻井委員】

地域コミュニティ自立の実現は、行政課題としても重要である。コミュニティ対策に取り組む行政の組織改革とその課題について示した。様々なコミュニティ組織を地域的範囲と機能の関係から整理するとともに、その再編のあり方について明らかにしている。

さらに、地域コミュニティを支援するための地域担当職員制度をはじめ、地域コミュニティ組織の再生に向けた取り組みについて検討を加え、これらの活動で求められる主体や人材形成のありかたについてまとめている。

第3章 地域コミュニティの再生・自立へのプログラム【鈴木委員、大泉】

地域コミュニティが再生・自立にむけて取り組むためのプロセスを、どのように組み立てるべきかの検討を行った。地域コミュニティの課題解決に向けてのプログラムの重要性とその構成の考え方について整理した。対象とする地域コミュニティ（岩手県住田町）を抽出し、仮説をもとに行った社会実験の結果から、再生・自立に向けて取り組むためのプログラムを具体的に提示している。

第4章 自立的コミュニティの経営と運営【野呂、鈴木委員】

地域コミュニティ組織が持続して自立するための経営・運営について検討し、自立的経営・運営の概念と基本的なあり方について整理した。その上で、地域コミュニティが経済的課題等を解決しながら、持続していくための方法について事例を挙げて分析している。

第5章 地域再生のための中間支援とコンソーシアム【櫻井委員、山田委員長】

コミュニティ再生に向けた中間支援のあり方について整理・総括するとともに、中間支援組織の構築方法について検討した。そのうえで、東北圏レベルでのコミュニティ中間支援組織（東北圏地域づくりコンソーシアム、略称：東北こんそ）の方向性や、県レベルで取り組む支援システムについて示している。

第6章 地方自治体によるコミュニティ施策と事業の展開【山田委員長】

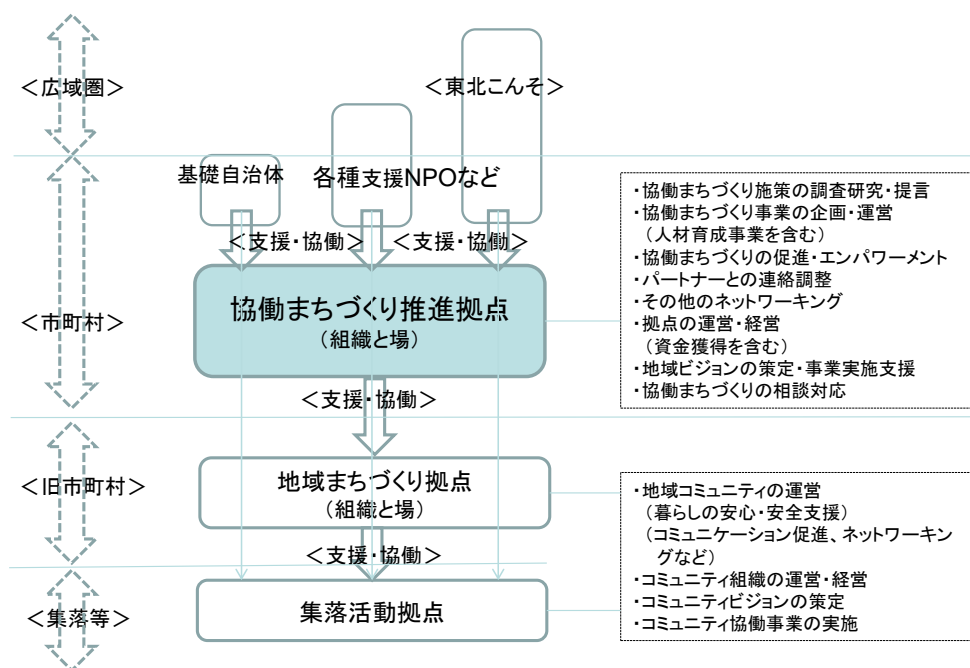
地方自治体が行っている「協働のまちづくり」と地域コミュニティの位置づけについて分析し、コミュニティ施策における主要事業を取り上げて検討を加えている。地域コミュニティの再生や協働のまちづくりを、住民と行政が対等な関係のもとに推進する組織として、「協働まちづくり推進拠点」の提案を行っている。以下は、その内容の抜粋である。

これまで、協働のまちづくりを推進する役割の多くを地方自治体が果たしてきたが、分野横断的諸課題に取り組むためには、現状における行政組織の縦割り構造が大きな障害になっている。そこで地域コミュニティの再生・自立に向けて、住民・住民組織等と行政が協働で推進するための新たな拠点「協働まちづくり推進拠点（組織）」の整備が必要となる。これは、いわば自治体レベルの「地域シンクタンク」であり、あわせて中間支援センター

の役割も果たしていくものとなる。また、この拠点は、住民組織の主体性や行政との対等な関係を維持するために、行政組織の外に置くものとする。

拠点機能として、協働のまちづくり施策の調査研究・提言、協働のまちづくり事業の企画・運営、地域ビジョンの策定支援・事業実施支援などが挙げられる。また、協働のまちづくりの促進とエンパワーメント、パートナーとの連絡調整、ネットワーキング機能や直接的な相談対応も重要な役割となる。

協働まちづくり推進拠点の体系図



資料：山田晴義委員長作成

この拠点形成にあたっては、地域内に能力を持つ中間支援組織やNPOが存在する場合は、その参画や連携などを前提とする。また、組織運営においては、地域コミュニティ、市民活動組織、行政、企業など多様な主体がお互いの責任を果たして連携する「コンソーシアム」の形態をとることが重要である。

資金面では、行政からの予算、会費のほかに、各種支援事業に関するコンサルティングや受託事業の実施、コミュニティビジネスによる事業収入や、政府や財団等の助成金、寄付などを獲得して継続的な経営をすることが重要である。また、組織運営にあたる専任の人材として、まちづくりマネージャーと事務局スタッフを確保することが望ましい。

以上